

5. 日本労働農党本部並に支部充實に案する件。
  6. 反賃下生活賃銀確立運動に輝する件。
  7. 自注的労働調査完成に関する件。
  8. 宣傳週間取行の件。
  9. 争議部基金積立運動(千銭会)普及の件。
  10. 労休部確立の件。
  11. 拡大中央委員会開催の件。
  12. 中央委員会宣言発表の件。
- 四 関 會
- 以上

組合同盟會計制度改革に関する件。

1. 會計情態の報告
2. 各組合財政情態の報告
3. 本年度の概要、本年度の概要、左の如し。

一、會計制度の改革方法

1. 各組合本部(例へば同盟合同、高砂工友会等)の會計が會費を主として依領收証を以て、同盟本部會計は組合本部並に收の會費を全部そのまゝに納入す。同時に同盟本部會計は直接に支部に於て、會費領收証を發行す。

2. 各支部に於ては組合費の報告は従来通りとす。支部は此の支部費を以て、同盟本部に納入するものとす。

3. 同盟本部は各組合に對して劃一的領收証を制作して使用せしむること。

4. 會計報告は毎年度の概圖紙上に公表すること。

二、組合と同盟との財政關係

1. 本部費實施に當り一般の標準を以て「自、新、年、末」を以て作制をすること。

2. 組合は毎月一定日迄に「組合予算表」を制作し同盟本部に請示す。

3. 同盟本部には財務委員會を設け、同盟本部の財政的統制に當り、

三、同盟本部の財政關係

1. 同盟本部は各組合に對して劃一的領收証を制作して使用せしむること。

2. 會計報告は毎年度の概圖紙上に公表すること。